

広島県告示第八百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
企業組合労働センター事業 団	東京都豊島区池袋三丁目一番二号光文社ビル六階	ワーカーズコープ夾竹桃	広島市西区古江東町一八一七	訪問介護	平成二十三年七月三十一日	
企業組合労働センター事業 団	東京都豊島区池袋三丁目一番二号光文社ビル六階	デイサービス夾竹桃	広島市西区古江東町一八一七	通所介護	平成二十三年七月三十一日	
株式会社エスナビ	福山市引野町北一丁目一八番一七号	えすなびケアサービス	福山市引野町北一丁目一八番一七号	訪問介護	平成二十三年七月三十一日	
アーストンコンサルティン グ株式会社	広島市佐伯区海老山南二丁目一番二一 五〇一号	ヒューマンライフケア 広島西	広島市西区井口四丁目一 番一八号	通所介護	平成二十三年八月三十一日	
有限会社幸房	広島市安佐南区高取北一丁目四一 一四	さくらデイサービスくさばな	広島市安佐南区相田二丁目四一 三二コスモピア一階	通所介護	平成二十三年八月三十一日	
生活協同組合ひろしま	広島市西区草津港二丁目八番四二 号	生協ひろしま介護サービス・福山西	福山市山手町二丁目七番一 六号	訪問介護	平成二十三年八月三十一日	